

オリンピック・パラリンピック賑わい創出テイクアウト・デリバリー店舗周知事業  
業務委託仕様書

1 当委託業務は、横浜市契約規則によるほか、本仕様書に基づき実施すること。

2 目的

当事業は新型コロナウイルス感染症の影響による、東京 2020 オリンピック・パラリンピック（以下、大会という）の自宅観戦ニーズを踏まえ、市内のテイクアウト・デリバリー対応店舗を紹介するウェブページを公開することで、大会の機運醸成及び飲食店を支援することを目的とする。

3 委託業務

市内におけるテイクアウト・デリバリー対応店舗等のリスト化及び専用ページの作成、ホームページ更新管理

4 業務内容

(1) 本事業の専用ウェブページを作成し、店舗掲載リストを最新情報に適宜更新する。

(2) 新規掲載申請の対応及び調整。

(3) 報告業務

ア 本市へ、隨時、事業実施状況の報告を行うこと。

(4) 業務の管理・執行体制

ア 統括担当の設置

運営業務全体の統括、横浜市との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。

イ 全体のスケジュール管理

統括担当は、契約後速やかに本業務に係る全体スケジュールを本市に提示し、承認を受けること。また、業務の履行にあたっては、適宜進ちょくを報告すること。

ウ 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を整えること。また、他の業務と混同しないよう、十分に注意し、本市からの求めがあった際には、速やかに報告が可能な状態にすること。

5 店舗情報管理にあたっての留意事項

- 事業者が保有する既存の店舗登録情報のうち、本事業の目的に合致する店舗について、当事業のウェブページに掲載すること。
- 本事業において作成したウェブページへの店舗情報登録料及び本ページ内の掲載における店舗に対する月会費等は無料とする等、原則として店舗の費用負担がないよう

にすること。なお、有料で追加機能を個別に提供するなどのオプション対応は別に設定してもよい。

- (3) 本市サイト「テイクアウト＆デリバリー横浜」（以下、現ウェブページ）における店舗リスト（オープンデータ）に掲載の店舗情報について、本委託事業で作成するウェブページへ掲載することの調整を本市または店舗と行い、原則として、現ウェブページに掲載済み店舗を全て掲載する。なお、店舗との調整等の手法は別途協議する。

## 6 委託料の支払い

委託料は、「実績報告書」を提出後、市で検査した後に支払うものとする。

## 7 業務進行上の注意

- (1) 契約締結後速やかに着手し、委託業務の進行については本市に隨時報告すること。
- (2) 委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておくこと。
- (3) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知の上作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (4) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、本市職員と協議して定めること。

## 8 特記事項

- (1) 「委託契約約款」のほか、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項」を遵守すること。また、業務を遂行する上で関連する法規がある場合は、それらを遵守すること。
- (2) 本業務の実施にあたり知り得た個人情報については厳重に管理し、無断で第三者に開示しないこと。
- (3) 本業務によって作成した資料については、本市の了解なく使用、公表してはならない。

## 9 事業実施期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

## 10 再委託について

- (1) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。また、業務のうち一部を再委託する場合、本市に事前に承認を受けること。
- (2) 再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、業務にかかる責任の分担をあらかじめ取り決めておくこと。
- (3) 再委託にあたり、市内事業者の活用に努めること。